

# 船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年7月1日 07時00分ごろ
発生場所	沖縄県今帰仁村今泊北方沖 備瀬埼灯台から真方位096°2.17海里付近 （概位 北緯26°42.5 東経127°55.0 ）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年8月3日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分5,500、1気筒、ボア59mm、使用燃料ガソリン、平成31年2月機関製造、令和元年11月進水
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波向 南、波高 約1.0～1.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、釣りの目的で、今帰仁村に所在する海岸を出発し、同海岸北方沖約300mの場所で船外機を停止して漂泊し、釣りを開始した。</p> <p>操縦者は、同乗者と共に約30分間釣りを行った後、釣り場を移動することとし、船外機を始動しようとしてリコイルスタータのロープを引いたが始動せず、その後もスロットルグリップやチョークの位置を変えるなどして始動操作を繰り返して行い、また、携帯電話で友人に助言等を依頼して始動操作を行ったものの、船外機を始動することができなかった。</p> <p>操縦者は、同乗者と共に、本船に備えていたオールで海岸に向かって漕いだが、南寄りの風及び波によって北方に圧流され、30分程度漕ぎ続けたものの、海岸から約3,500m離れてしまっ近づぐことができず、118番通報を行って救助を依頼した。</p> <p>本船は、海上保安庁からの依頼で出動した消防本部の船舶に発見され、操縦者及び同乗者が同船に移乗した後、同船にえい航されて沖縄県本部町に所在する漁港に到着した。</p> <p>操縦者は、漁港に到着後、海上保安庁の職員と共に船外機の始動を</p>

	<p>試みたが始動ができず、また、点火プラグの点検等を行ったものの、始動できない要因が分からなかった。</p> <p>船舶所有者は、本インシデント当日に操縦者から本船を返却され、船外機の始動操作を行ったところ、円滑に始動できることを確認し、後日、再度船外機の始動テスト、キャブレターの点検等を行って異状がないことを確認した。</p> <p>操縦者は、船舶所有者からミニボート及び船外機を借用して船外機の運転方法を教わり、ミニボートの操縦は本インシデント当日が初めてであった。</p> <p>船舶所有者は、操縦者が船外機の取扱いに慣れていなかったため、船外機を始動する際、スロットルグリップを START 位置に合わせるなどの操作が十分でなく、キャブレターにおいてガソリン及び空気の混合比率が悪くなり、船外機の再始動ができなかったのではないかと本インシデント後に思った。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本インシデント当時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、船長が船外機の取扱いに慣れていない状態で、漂泊中、運航を続けていたことから、船外機の再始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船外機を始動する際、スロットルグリップを START 位置に合わせるなどの操作が十分でなく、キャブレターにおいてガソリン及び空気の比率が悪くなり、船外機の始動ができなかった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、船長が船外機の取扱いに慣れていない状態で、漂泊中、運航を続けていたため、再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートの操縦者は、船外機の機関の取扱い方法を習得後、発航すること。</li> <li>・ミニボートの操縦者は、船外機を始動する際、スロットルグリップの操作を取扱説明書に沿って確実にいき、キャブレターの混合気におけるガソリンの割合が高くないよう注意すること。</li> </ul>